

資料 線量測定・除染・家屋解体、帰還困難区域の諸問題

はじめに

- 1、 以下の資料内で、「拠点外」、「拠点区域外」、「白地地区」は同じ区域を指します。
- 2、 以下の資料内で言及する区域はより広域な区域から下の順の通りです。

除染特別地域＞帰還困難区域＞「拠点外」＞特定復興再生拠点区域

環境省 除染情報サイト
<http://josen.env.go.jp/>



【区域】

除染特別地域：上の地図でオレンジ色の線で囲まれた地域です。

国が除染・家屋の解体等を行います。*0

帰還困難区域：上の地図で灰色に塗りつぶされた地域および点在する青の地域です。

除染特別地域内の一部、2012年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域で、政府が、住民の生命・身体の危険を防ぐため、立入りを原則禁止しています。

福島第一原子力発電所周辺の7市町村（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、飯舘村、葛尾村）にまたがる計337平方キロの地域です。*1

「拠点外」：上の地図で灰色に塗りつぶされた地域です。

帰還困難区域内の下記の特定復興再生拠点区域を除く区域です。

面積では310平方キロメートル。帰還困難区域の約92%を占めます。

避難指示は解除されておらず、除染・家屋の解体は着手されていません。

令和3年8月、原子力災害対策本部は、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針として、

「1. 国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。(以下略)

2. 拠点区域外の除染は、現在計画されている拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。(以下略)」*2

を示しました。

特定復興再生拠点区域：上の地図で灰色に塗りつぶされた帰還困難区域に点在する青色の2747ヘクタールの区域で、面積では帰還困難区域の約8%です。

2011年12月に国の原子力災害対策本部が、避難指示解除の要件として定めた

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議*3

を満たしたとして、2022年3月10日に避難指示が先行解除された双葉町・大熊町・富岡町内の一定区域*4をはじめ、2023年春に避難指示が解除される予定の双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、飯舘村、葛尾村の一部です。*5

*0 2019年2月環境省「被災地の環境再生等に向けた環境省の取組について」3ページ

<https://www.env.go.jp/council/01chuo/abc.pdf>

*1 令和元年9月5日改訂版原子力被災者生活支援チーム「見直し後の避難指示区域について」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/pdf/190905_katudounituite3.pdf

*2 令和3年8月31日 原子力災害対策本部 復興推進会議「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2020/20210831honbun.pdf>

*3 平成30年12月21日原子力災害対策本部「避難指示解除の要件について」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2020/sanko2yoken.pdf>

*4 経済産業省ホームページ「双葉町・大熊町・富岡町における避難指示の解除について」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2020/20200310.html>

*5 環境省 除染情報サイト「特定復興再生拠点」

<http://josen.env.go.jp/kyoten/index.html>

【線量測定】

第112回院内集会の意見交換において、**除染**の前後で**線量率**が数値的に抑えられているかどうか疑義が出されましたが、内閣府等によると、「東京電力福島第一原発事故以降、航空機モニタリングにより、地表面から1mの高さの**空間線量率**の状況を面的に把握しています」ということです。*6

モニタリングの頻度は年1回*7、測線間隔は航空機下部の直径約600m程度の円内の測定値を平均化したもの*8のようです。

また、2012年には環境省により、**除染**実施計画策定のためのデータ取得を目的として、モニタリングカーおよび測定員によるモニタリングを含んだ詳細モニタリングが実施されています。*9

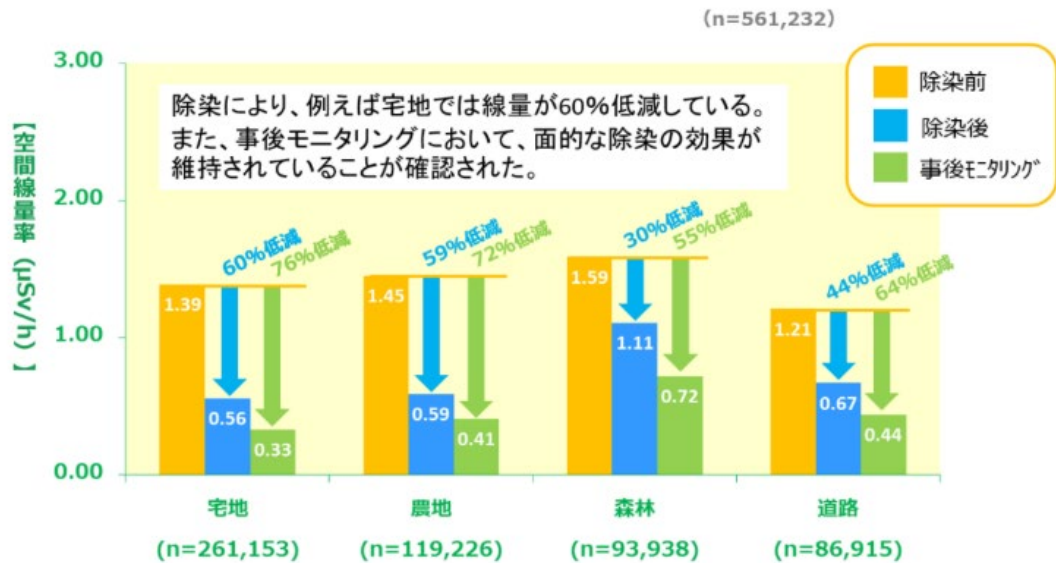
さらに大熊町では、2021年10月29日、通算19回目となる町内167地点での**空間線量率**測定が実施されています。*10（筆者注：モニタリングの方法については確認できませんでした）

そして、**除染**の前後による**空間線量率**の変化も、環境省により、精度はともかくとして示されています。

*11

除染・事後モニタリングの結果（除染特別地域全体）

【地表面から1m高さの空間線量率 土地区分毎の変化】



注：宅地、農地、森林、道路の空間線量率の平均値（測定点データの集計）

宅地には学校、公園、墓地、大型施設を、農地には果樹園を、森林には法面、草地・芝地を含む。除染後半年から1年に、除染の効果が維持されているか確認をするため、事後モニタリングを実施。各市町村の事後モニタリングデータはそれぞれ最新の結果を集計。

【実施時期】

- 除染前測定：2011年11月～2016年11月
- 除染後測定：2011年12月～2017年11月
- 事後モニタリング：2014年10月～2018年8月

環境省 除染情報サイト「除染・事後モニタリングの結果（除染特別地域全体）」

<http://josen.env.go.jp/area/>

*6 内閣府他「放射線リスクに関する基礎的情報」2021年8月(第12版)シート6

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/202108_kisoteki_jouhou12.pdf

*7 原子力規制委員会 放射線モニタリング情報「航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果」

<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html>

*8 平成24年2月 文部科学省「警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの測定結果について」

https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/5000/4902/24/1910_022414.pdf

*9 平成24年5月環境省

「放射性物質汚染対処特措法に基づき国が除染を実施する地域における詳細モニタリングについて（最終報告）」

http://josen.env.go.jp/area/pdf/syousai_monitoring_final.pdf

*10 大熊町ホームページ「大熊町内空間線量率測定結果（令和3年10月29日実施）」

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kankyoutaisaku/19681.html>

*11 環境省 除染情報サイト「除染・事後モニタリングの結果（除染特別地域全体）」

<http://josen.env.go.jp/area/>

【除染】



除染は汚染状況重点調査地域に指定された福島県外も含む地域*12 では市町村が中心となって実施されました。実施の状況はこのサイトで見ることができます。*12

先の【区域】で説明した**除染特別地域**(1 ページの地図をご覧ください)では、国が**除染**の実施主体です。**避難指示の解除**が前提です。2017年3月末までに**帰還困難区域**を除く全ての市町村で**面的除染**が完了しました。*13

現在は先の【区域】で説明した**帰還困難区域内の一部、特定復興再生拠点区域**で除染が実施されています。

*12 環境省 防染情報サイト「市町村が中心となって除染等を実施した地域」

<http://josen.env.go.jp/zone/>

*13 環境省 防染情報サイト「除染特別地域における進捗の結果」

<http://josen.env.go.jp/area/>

*14 環境省 「福島環境再生10年のあゆみ」シート7

<http://josen.env.go.jp/saisei/news/pdf/20210607.pdf>

【帰還困難区域（特定復興再生拠点区域）の諸問題】

特定復興再生拠点区域における諸問題について目についた報道等を日付を追って列挙してみます。

2018年9月日本経済新聞「片付かぬ原発避難地 公費支援相次ぎ終了（災害考）」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ034758870Z20C18A8CR8000/>

によると、「避難指示が解除された地域の家屋の公費解体の受け付けも終了した」そうです。

2020年4月の月間政経東北「【浪江】【原発避難区域】家屋解体の現状と課題」

<https://note.com/seikeitohoku/n/n8304a9aa57cf>

によると、「当初、帰還困難区域は対象外だったが、2017年秋以降、各地で特定復興再生拠点区域が設定されたのに伴い、同拠点区域内の家屋解体も受付・実施されている」とあります。

また、「富岡町は、2017年春に避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除され、間もなく3年になる。復興再生拠点区域ではいまでも（家屋解体の）申請を受け付けている」とあります。

2021年4月28日の朝日新聞DIGITAL「「壊すしかない。でも、本音は」 避難者、迫られる決断」

<https://www.asahi.com/articles/ASP4W6T62P3KUGTB00N.html>

には、「自宅の解体を巡り、東京電力福島第一原発事故で避難を続ける住民が国から判断を迫られている。いま申請すれば解体は国費負担だが、この機を逃せばどうなるか分からない」ともあります。

「令和3年環境白書」の「第5節 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備」

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010405.html>

によると、「2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づき、各市町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等を一体的に進めることとしています。現在、環境省では、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の全ての特定復興再生拠点区域で家屋等の解体・除染を実施しています」とあります。

特定復興再生拠点区域での家屋の公費解体の申請期限については、大熊町ホームページ「被災家屋等の解体申請を受け付けています」

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kankyoutaisaku/17301.html>

に、「特定復興再生拠点区域の避難指示解除日から1年間解体申請を受け付けます」とあります。

なお、特定復興再生拠点区域内の家屋の解体については、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」*13によるものと、平成24年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」*15によるものがあるようですが、令和3年に改正された「福島復興再生特別措置法」*16に基づく「特定復興再生拠点区域復興再生計画」によって認定された「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」*17によると、「放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない」とあります。

*15 環境省 除染情報サイト「放射性物質汚染対処特措法」

http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/guidelines/#:~:text=%E6%9D%B1%E4

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/material/20171110_kouhyou_ookuma_tokuteifukkosaiseikyotenkuikifukkousaiseikei_kaku.pdf

*16 e-GOV 法令検索「平成二十四年法律第二十五号 福島復興再生特別措置法」

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000025_20210901_503AC0000000036

*17 平成 29 年 10 月 20 日 福島県大熊町「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/material/20171110_kouhyou_ookuma_tokuteifukkosaiseikyotenkuikifukkousaiseikei_kaku.pdf)

[4/saiseikyoten/material/20171110_kouhyou_ookuma_tokuteifukkosaiseikyotenkuikifukkousaiseikei_kaku.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/material/20171110_kouhyou_ookuma_tokuteifukkosaiseikyotenkuikifukkousaiseikei_kaku.pdf)

【帰還困難区域（拠点区域外）の諸問題】

原子力災害対策本部に要望書を出された木村純子さん、渡部正勝さん、佐々木祥一さん、北村俊郎さんのお宅は**拠点区域外**にあります。

2021 年 8 月、朝日新聞によると、**帰還困難区域の家屋解体・除染**について、「**帰還困難区域**を抱える 5 町村（富岡、大熊、双葉、浪江各町と葛尾村）は従来通り避難解除地域の**全面的な除染**を求めてきた。（中略）双葉地方町村会長で富岡町の宮本皓一町長（いずれも当時）は「全域を**除染して解除**していただきたい。曲げないで強力をお願いしている」と強調する」という地元の要望に対し、与党は「原発事故による**避難指示解除**のめどが立たない地域（**白地地区**）について、「**帰還に必要な箇所を除染**」との方針を打ち出した」という状況です。

そして、**帰還困難区域**全域を含む**除染、避難指示解除**を求める地元自治体の求めに一部応える形で、「一つの打開策との見方もあるのが**白地地区**で始まっている「**際（きわ）除染**」だ。**白地地区**を通る幹線道路沿いの両側最大 20 メートル幅にある土地や家屋などが対象で、**除染手法**は通常と変わらない。環境省によると「**白地**」にあるのべ約 1500 人分の土地や家屋が含まれる」という動きが出ています。

特定復興再生拠点区域を除く**帰還困難区域**について帰還に必要な箇所のみを**除染**という与党提言を受け

る形で、令和 3 年 8 月、原子力災害対策本部は、**拠点区域外**への**帰還・居住**に向けた**避難指示解除**に関する方針として、

「1. 国及び地元自治体は、**拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握**した上で、帰還に必要な箇所を**除染し、避難指示解除**を行う。住民の**意向確認**に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。（以下略）

2. **拠点区域外の除染は、現在計画されている拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。**その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、**避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、**

十分に地元自治体と協議しながら、検討する。(以下略) *2
を示しました。

2021年10月、福島民友新聞によると、内閣府原子力災害現地対策本部は、浪江町での帰還困難区域に関する説明会などにおいて、**拠点区域外**について、20年代に帰還の**意向確認、除染、避難指示解除**を進める方針を示したとあり、住民からは「**意向調査**は個々にではなく集落単位で行ってほしい」という意見が出されたようです。*19

2022年3月19日の毎日新聞には、**拠点区域外の除染**一般については、「**拠点外**は22年度から始まる**意向調査**で帰還意思を伝えなければ**除染**されない。**拠点外**を巡るこの対応を、避難者らは「手挙げ方式」と呼ぶ。

(中略)

政府の方針では、帰還を希望する人の自宅周辺のどの範囲まで**除染**されるのか明確ではない。自分が暮らす地区内に**除染**されない場所が出てくる可能性もある。(中略) **除染**は「汚染者負担の原則」に基づき、復興関連予算から費用を支出したうえで、東電に請求する形で行われてきた。ただし**帰還困難区域**(約337平方キロ)については、政府は16年、東電に請求をしない方向に転換した」とあります。*20

区域外を含む帰還困難区域全般の家屋等の解体については、「帰還をあきらめてしまった住居を、国に**解体費用**を払ってもらえる期限の今年度いっぱい(2022年3月31日まで)に処分してしまうための駆け込み工事」*17、「既に実質的な移住をしている避難者のほとんどは、**解体**を選択している。選択の大きな理由は金銭的なものだ。**解体**を選択すれば、**解体工事費**は無料で、75~300万円を国から**支援金**として支給される。その区域が**避難解除**された後に、自分で家屋を**解体**すれば、場所が場所だけに、数百万円の自己負担となる」*21・*22・*23等の情報もあります。

*18 2021年8月7日朝日新聞DIGITAL「与党提言「必要な箇所を除染」に課題山積」*18

<https://www.asahi.com/articles/ASP866RD3P7JUGTB007.html>

*19 2021年10月13日福島民友新聞みんゆう Net

「浪江の復興拠点、除染・解体8割超 拠点外の方針も住民説明」

<https://www.minyu-net.com/news/sinsai/news/FM20211013-661202.php>

*20 毎日新聞 2022年3月19日「除染は帰還意思次第」

*21 SVCF 通信 141号

<http://svcf.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/SVCF-tsuushinn141.pdf>

*22 2022年3月18日論座 RONZA

北村俊郎 元日本原子力発電理事

「賠償金頼みの新たな「原発依存のまち」になりつつある避難指示解除区域 廃炉作業員の宿舎とメガソーラーだらけの風景が覆う富岡町」

<https://webronza.asahi.com/business/articles/2022031600001.html?page=2>

(注：記事のうち後半は有料)

*23 大熊町ホームページ「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金制度の申請期限が延長になりました」

https://www.tomioka-town.jp/soshiki/seikatsu_kankyo/shobokoutsu/oshirase/2262.html

【家屋解体をめぐる問題】

ここまでのところから、福島第一原子力発電所事故により避難指示が出された地域での、家屋の解体について、おおよそ以下のようにまとめることができます、

- 1、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）においては、国が所有者の申請に基づき被災家屋の解体を実施する（公費解体）
- 2、避難指示が解除された地域の家屋の公費解体の受け付けは終了する
- 3、公費解体には申請期限がある(避難指示解除から1年)
- 4、帰還困難区域は公費解体の対象外
- 5、帰還困難区域内の一部である特定復興再生拠点区域内では公費解体
- 6、特定復興再生拠点区域の公費解体の申請期限は、避難指示解除日から1年間
- 7、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域である拠点区域外の幹線道路沿いの両側最大 20メートル幅にある家屋は公費解体「際(きわ)除染」
- 8、特定復興再生拠点区域、「際(きわ)除染」区域を除く拠点外においては、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を把握した上で、拠点区域の避難指示解除後、帰還意向が確認された区域について公費解体

【疑問】

現時点では、拠点外は敷地の除染や家屋の公費解体の対象ではないと思われませんが、今年2月に、拠点外の木村純子さんのご自宅に重機が入り樹木の伐木が行われかけたこと*24、同じく拠点外の北村俊郎さんのご自宅について、北村さんに環境省から家屋解体を除染と一緒に希望するかを聞いてきていることは、

*2 令和3年8月31日 原子力災害対策本部 復興推進会議「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2020/20210831honbun.pdf>

が実行段階に入っているということなのでしょうが？

*24 SVCF 通信 143 号

<http://svcf.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/svcf-tsuushinn143.pdf>